

中信高等学校体育連盟特別傷病見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は中信高等学校体育連盟（以下連盟という）に係わる運動競技大会等の運動競技中の生徒及び役員等の負傷、障害又は死亡に対して給付する見舞金に関することを定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 運動競技大会等、次に掲げる大会又は行事をいう。

ア 中信高等学校総合体育大会（定通大会を含む）

イ 中信高等学校新人体育大会

ウ 連盟行事予定表に組まれた各行事

二 運動競技中

運動競技大会等の期間中、競技会場及び指定された練習会場における競技中及び練習をいう。

三 生徒・役員等

ア 連盟の加盟校の生徒で、学校長が第一項に規定する運動競技大会等に参加を認めた者をいう。

イ 連盟の会長が当該運動競技等の役員として委嘱した者をいう。

(見舞金の給付)

第3条 連盟は生徒及び役員等が運動競技大会等の運動競技中に負傷し、又は障害となり、もしくは死亡した場合には、当該生徒及び役員等又はその保護者に対して見舞金を給付する。

(見舞金の種別等)

第4条 見舞金の種別、要件及び額は次の通りとする。

種別	要件	額
傷病見舞金	3ヶ月程度の治療を必要とする傷病	2万円以内
障害見舞金	日本体育・学校健康センター施行規則別表に規定する障害	3万円以内
死亡見舞金		5万円（香典含む）

(支払いの手続き)

第5条 見舞金を支払うときは、運動競技大会等の責任者の申請により、連盟の会長が認めたものについては見舞金を支払うことができる。

(経費)

第6条 見舞金に要する経費は次に掲げるものをもって充てる。

一 積立金

二 その他の収入

(会計)

第7条 見舞金の会計は特別会計とする。

第8条 この見舞金の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9条 この見舞金の会計は、本連盟監事の監査を受けなければならない。

(規程の改正)

第10条 この規程を改正しようとするときは、評議員会の承諾を必要とする。

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

第12条 見舞金の給付の可否及び額を審査するため、連盟に審査会を置く。

審査委員は 理事長、副理事長、事務局長、会計の4名とする。

付則

1. この規程は、平成4年4月1日より施行する。

2. 平成18年2月21日 一部改訂